

平成 29 年(行ウ)第 6 号設計委託業務公金支出差止住民訴訟事件

原告 寺本 泰之 外 1 名

被告 豊橋市長 佐原 光一

準備書面(2)

平成 29 年 7 月 20 日

名古屋地方裁判所 民事第 9 部 AO 係 御中

第 1 被告第 1 準備書面に対する反論

1、第 1 の 2(2), (3), (4), (5)のア～キ、(6)について

被告は、本件委託業務に対して失格判断基準制度の導入をするかしないかの裁量のほかに制度を導入する合理的な検証をするかしないかまでの決定についても裁量があると主張しているが、26 豊監査第 22 号の附記(甲 4、7 ページ)および豊橋市民病院公金差止請求判決(甲 6 17 ページ)の判示では失格となったものに対する検証をするかしないかの裁量までは認めてはいない。第 1 の 2(2), (3), (4), (5)のア～キ、(6)の被告の主張は失当である。

その理由を 2 で述べる。

なお本件委託業務①についての入札結果は甲 8 の 4 の 1 に、本件委託業務②についての入札結果は甲 8 の 3 の 1 に、それぞれ訂正する。

2、第 3 の被告の主張に対する反論

(1)被告は、原告が主張する平成 28 年(行コ)第 13 号の原審(名古屋地方裁判所

平成 26 年（行ウ）第 68 号）の判決（甲 6：17 ページ 1 行目）の判示については、被告がいかなる検証をすべきかについてはなにも述べていないことを論拠に、失格者の検証を行う必要がないと主張する。

しかし、当該裁判の前提となった監査請求において監査委員は「本入札制度が試行であることを踏まえ、本基準の運用については、失格となった者に対する調査を行うなど、様々な検証を行うことによって本入札制度の透明性・信頼性を確保しつつ、より実効性の高い制度となるよう努められたい。」（甲 4，7 ページ）。と監査結果の最後に附記し要望している。

つまり、設計委託業務への失格判断基準導入は試行中であり未だ決定していない制度である。したがって失格となった業者の入札価格が失格とすべき価格であるかどうか（ダンピングのおそれがあるか否か）を検証する必要がある、と監査委員は勧告しているのだ。失格判断基準の入札制度の透明性・信頼性を確保するには失格となった業者に対する調査を行うことが必要である、と述べている。入札額が失格判断基準以下のために失格となった業者に対して検証を行うべきである。

被告は、調査基準価格以下の入札業者の検証を行っていると主張するが、失格判断基準制度は調査基準価格を設けており、調査基準価格以下で失格判断基準以上は失格にはならず調査して落札を決める、という失格判断基準制度上決まっている検証である。本件で争点となっている検証は失格判断基準以下の入札額で失格となった業者に対しての検証である。

以上から被告が、「判旨が、いかなる検証をすべきかについてはなにも述べていないから失格者の検証はしなくてもよい。」と主張することは、監査結果と判示が意味するところを恣意的に偏向した解釈を行っており、全く根拠の無い言い逃れにすぎない。

(2)被告は、「検証方法については地方公共団体の長の合理的な裁量に委ねられている。」と主張している。この論拠は地方自治法施行令第167条の10第1項としているが、この条文は「普通地方公共団体の長は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によつてはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする事ができる。」とするものである。

当該条文が定める地方自治体の長の裁量権は「当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不相当であると認めるときは予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする事ができる。」とするものである。失格者の調査検証をしなくてもよいという裁量権を認めるものではない。

監査委員の勧告、判示にも従わず失格者への検証もせず設計委託業務に失格判断基準を導入し続けた被告は、地方自治法第138条の2の1項でいう「当該普通地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負う。」に違反していると言える。

第2、原告の主張

原告は、再度主張したい。

設計業務は90%以上が人件費であるから、過去の類似業務のデータストック（国

土交通省告示第十五号第一業務報酬の算定方法で言う同一の設計図書（乙15））があれば大幅な人件費の削減が可能であり低価格入札でも十分に利益を確保できる。乙15の「第一 業務報酬の算定方法」には「同一の設計図書を用いる場合その他の特別の場合を除き」とあるのはこのことを意味している。これを考慮した業務報酬を算定すべきである。このことによってデータストックによる適正なコスト削減が行われた入札価格が認められる（入札時に内訳書等に記述すればよい）制度でなければならない。

本件入札は、こうした国土交通省の告示15号（乙15）にある適正なコスト削減を認めない、数値的基準価格のみの失格判断基準入札制度である。公益に反する不合理な入札制度であって企業努力やイノベーションが認められない欠陥入札制度である。

失格判断基準は、健全な、自由な競争を妨げると認識している。ところが被告は、失格者の検証もすることなく平成28年度に引き続き平成29年度も、最低制限価格制度及び失格判断基準を引き上げ、拡大した。

工事に伴う委託業務においては失格判断基準を予定価格1,000万円以上から500万円以上にも導入した。500万円以下の入札には価格調査を一切行わない最低制限価格制度が導入された。

本件（失格判断基準）制度導入以前においては予定価格の30%～40%の低入札価格において調査が行われてきた。業者の入札価格の根拠に「過去の類似業務の蓄積（データストック）」、「業務のすべてを直営で行う」等が報告されているが、これらの理由は適正なコスト削減と認められ落札者となっていた。これらによって契約された業務はすべて遂行されてきた。低価格入札による問題は1件たりとも発生していない。

こうした事実からも豊橋市の入札制度検討会議の報告からも引き上げ拡大を必要

とする根拠を読み取ることはできない。これらの入札制度は国も民間も、そして市区町村の約3割が導入していない。

この制度改定により財政負担は、平成27年度以前より数億円増えることになる。この20年物価指数は横ばいであり、こうした事実から分かるように、この制度は全く不条理な制度である。市民の財政負担が大きく増す制度改定である。そうであるからこそ住民に説明責任を果たすためにも失格業者に対する検証を行うべきである。ダンピング入札は当然よくないが、企業努力やイノベーションによる適正なコスト削減による入札価格を調査もせず一方的にダンピングのおそれあり、と断定して失格にしてしまうこのような入札制度は絶対にあってはならない。だからこそ適正な検証を踏まえた公正な制度にする必要がある。

判示の意味するところはそこにある。

豊橋市民病院公金差止請求判決文（甲6）で「失格判断基準は、平成25年6月1日から導入されたものであって、本件入札は同年7月に行われたものであるから、上記の合理的な期間が経過したということとはできず、少なくとも本件入札がされた時点においては適法である」が意味するところは合理的な期間をもって検証すべきであって、それをしない場合は違法である、ということである。

監査委員の勧告、判示にも従わず失格者への検証もせず設計委託業務に失格判断基準を導入し続けた被告は、地方自治法第138条の2の1項、2条14項と17項及び地方財政法4条第1項にあきらかに違反する。

添付書類

準備書面（1）副本	1 通
意見陳述書 副本	1 通